

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年8月2日

茨城県監査委員	臼井平八郎
同	村上典男
同	澤田勝
同	羽生健志

## 第1 住民監査請求の内容

### 1 請求人

茨城県結城市新福寺3-16-14 市民オンブズマンいばらき  
（上記団体の代表者）代表幹事 大矢 尚武

### 2 住民監査請求書の提出

令和4年（2022年）5月30日

### 3 請求の概要

請求人提出の「住民監査請求書」（以下「請求書」という。）による請求（以下「本件請求」という。）の概要は、次のとおりである。

なお、請求書の原文に即して記載したが、項目番号は本編に合わせて調整した。

また、事実証明書の記載は省略した。

#### （1）請求の趣旨

監査委員が、茨城県知事および別紙目録記載の工事事務所長等に対し、令和3年改訂総合評価方式による公共工事の発注をしてはならない、旨の勧告をするこ

とを定める。

## (2) 請求の理由

### ア 事案の概要

本件は、茨城県が一般競争入札の方法により発注する、公共工事請負契約に関して用いられている落札者決定基準(令和3年改訂総合評価方式)が、公正な競争を阻害し、かつ発注者である県の利益を損なう恐れがあるので、同基準を用いて落札者を決定する契約の発注を防止するために必要な措置として、各工事事務所長等(契約締結権者)および県知事(事務所長らに対する指揮命令権者)に対して、監査委員が上記趣旨の勧告を発することを求める住民監査請求事件である。

### イ 茨城県における公共工事の契約方式

(ア) 公共工事、すなわち国、特殊法人等又は地方公共団体が発注する建設工事については、会計法および地方自治法(234条3項)が契約締結の方式について、価格を基準とする一般競争入札を原則とする基本的な規律を定めている。地方自治法234条3項ただし書きに基づく例外として、地方自治法施行令167条の10の2が、一定の要件のもとに、「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なもの」を落札者とする一般競争入札、すなわち「総合評価一般競争入札」を認めている。同条3項は、総合評価一般競争入札をするにあたってはあらかじめ「落札者決定基準」を定めることを地方公共団体の長に義務付けている。

(イ) 総合評価方式は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律18号、以下「品確法」という)の制定を契機として普及するところとなり、茨城県においても平成17年度に試行が開始された。

令和2年度においては、県土木部が一般競争入札で発注した全工事1,723件の内712件(約41%)が総合評価方式であった(発注標準価格4000万円以上の大型工事に限れば、一般競争入札全工事773件の内519件(約67%)が総合評価方式)。ちなみに県土木部は「1億5000万円以上の工事は総合評価方式による発注とする」のを原則としている。

### ウ 県の落札者決定基準

(ア) 県土木部が定めた落札者の決定方法は、「入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする」というもので、「評価値」は、

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}$$

という算式で求められる。

「標準点」(100点)は全ての入札参加者に与えられるが、「評価点」は所定

の評価項目に該当することを発注機関が判定しなければ与えられない。

(イ) 評価項目および配点については、当該工事の設計金額および技術的難易度に応じて5つの「型」があるが、便宜上「特別簡易型Ⅱ」を取り上げる。

「特別簡易型Ⅱ」は、「設計金額(税込み)3000万円以上の、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事」に適用される。

具体的には

- a 設計金額1億5000万円未満の全工事
- b 設計金額3億円未満の工事の内、技術難易度Ⅱ以下の工事  
(ちなみに、ダム(堤体工)、トンネル(沈埋)以外はすべてⅡ以下)
- c 設計金額5億円未満の工事の内、技術難易度Ⅰの工事

に適用することが目安とされている。

(ウ) 県内業者のみを入札参加者とする場合に適用される「特別簡易型Ⅱ」(県内型)では、評価項目として、①企業の施工能力、②配置予定技術者の能力、③地域貢献度の三つの大項目が設定されており、その評価点の合計は16.5点になる。評価項目およびその配点において、特に不合理なものは、以下のとおりである。

- a 大項目①中の小項目「工事成績」(評価点3点)

この小項目において評価の対象になるのは、過去5年間において県土木部から受注した工事だけである。国や他の地方公共団体からの受注実績がいくらあっても、新規入札者はこの小項目について評価点を得ることは出来ない。

- b 大項目③中の小項目「災害協定に基づく地域貢献の実績」(評価点3点)

この小項目において評価の対象になるのは、「県土木部が管理する公共施設に関する災害時の応急対策協定の要請に基づく」地域貢献ないし防災訓練等への参加に限られる。県は「応急対策協定」を、後述する茨城県建設業協会とのみ締結しており、個々の業者とは結ばないので、同協会に加入していない(あるいは加入を拒否された)業者が、この小項目について評価点を得ることは出来ない。

- c 同「防疫業務の実績」(1点)

この小項目において評価の対象になるのは、「県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した」防疫業務の実績であり、この協定も建設業協会とのみ締結されているので、同協会の会員でない業者が、この小項目について評価点を得ることは出来ない。

- d 同「地域活動(ボランティア)の実績」(1点)

この小項目は「県が管理する社会資本の維持管理活動に関するボランテ

「ボランティア活動の実績」が、感謝状や新聞記事等によって客観的に証明されれば評価の対象になり、配点は「0.5点」とされている。しかし、実質的にはこのボランティア活動は、建設業協会主催の清掃活動となっており、建設業協会非加入者は評価対象外となっている。ただし、令和3年度においては、常陸大宮土木事務所のみは独自に、上記の他に建設業協会会員でなくとも参加できる県が認定するボランティア団体でのボランティア活動も評価対象とし、令和2年度において、2種類以上のボランティア活動の実績があり、そのうち一方が、工事個所の存する市町村で県に団体登録した団体における活動の実績であれば、配点は「1.0点」としている。

b、c、dの各小項目に共通するのは、地域貢献等の有無が実質的、客観的に評価の対象になっているのではなく、建設業協会という任意団体の会員であるかどうかという主観的、形式的な尺度が用いられていることである。

## エ 「評価点差別」の影響

(ア) ウで述べた通り、県からの受注実績のある建設業協会加入業者と、新たに入札に参加する協会未加入業者との間には、他の評価項目についての評価は度外視しても上記a、b、c、d4小項目だけで評価点において7.5点(令和3年度の常陸大宮土木事務所では8点)の差が、建設業協会加入の有無によって左右される、b、c、dの3小項目だけでも「4.5点」(令和3年度の常陸大宮土木事務所では5点)の差が生ずる。

(イ) ウの(ア)で述べた通り、落札者を決める「評価値」は、「標準点」と「評価点」の合計点を入札価格で割った数値として求められる。

したがって、入札実績がないため評価点が加算されず標準点100点しか持たないアウトサイダー業者が、最低制限価格で入札したとしても、会員業者にはかなわないことになる。

(ウ) 県発注工事の最低制限価格は、予定価格のおおむね88%程度のレベルに設定されているので、受注実績のあるインサイダー業者は88%に「7.5ポイント」を加えた水準で入札しても、協会の内部さえ調整しておけば落札することを期待できる。

(エ) ちなみに「特別簡易型Ⅱ」(県内型)の適用される工事の入札に参加する資格を持つ建設業者の状況は、以下のとおりである。

県発注工事を受注するには、茨城県建設工事入札参加資格審査(格付)を受ける必要があり、この格付け制度は、建設業者をS、A、B、Cの4ランクに格付けする。入札に参加する機会は、自社のランクによって制限され、土木工事の場合、Sランクの建設業者は発注標準金額4000万円以上の工事の入札に参加することができ、Aランクの建設業者は同3000万円以上2億

円未満の工事の入札に参加することができるのに対し、Bランクの業者は3000万円未満の、Cランクの業者は1000万円未満の入札にしか参加できない。

すなわち「特別簡易型Ⅱ」が適用される工事の入札に参加するのは、SランクとAランクの業者に限られる。県内業者の内、土木一式工事でSランクに格付けされている業者は89社、Aランクの業者は365社ある。このうち、茨城県建設業協会の会員となっている業者は、Sランク89社の内84社(約94.4%)、Aランク365社の内266社(約72.9%)である。(ちなみにBランク、Cランク業者の協会加入率は極めて低く、それぞれ約20.5%、約2.8%にとどまる。)

(オ) Aランク業者の3割近くを占める業者を疎外して発注することを容認する落札基準が違法、不当であることは、以下に述べる通りである。

#### オ 県の落札基準の違法、不当性

(ア) 総合評価方式、すなわち「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なもの」を契約の相手方として選択することを認める地方自治法施行令167条の10の2の規定は、価格競争による原則の例外であり、その要件は厳格に適用されなければならない。

(イ) すなわち同条1項は、入札された価格によっては「契約の内容に適合した履行がされない恐れがある」と認められるものを、個別の調査または一律の基準(最低制限価格)によって排除する方法を認めている「前条」(167条の10)を受けて、この「規定により難しいものであるとき」にはじめて総合評価方式を認めている。

県発注工事の入札にはすべて最低制限価格が設定されており、前述のとおり「特別簡易型Ⅱ」の対象工事は「技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事」であるから、最適な契約相手を選択するにあたって、「前条の規定により難しい」ということはあり得ない。

(ウ) 百歩譲って価格以外の要素を重視することが許されるとしても、「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なもの」という要件は、価格差を凌駕する実質的な利益を県にもたらすことが、客観的に認められるというものでなければならない筈である。

同種工事の施工実績を県発注工事に限定することに合理的理由は全くない。また、地域貢献の意思を有する多くのアウトサイダーに対して参加の機会を閉ざしたまま、評価の対象を建設業協会の会員のみ限定することは不公平であるばかりでなく、談合を誘発する恐れさえある。

(エ) 公共工事については「入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成

12年127号)も適用される。同法3条は、「入札に参加しようとし、または契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること」および「入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること」を「適正化の基本となるべき事項」と定めている。

同法に基づいて発せられる「適正化指針」(平成13年3月9日閣議決定、令和元年10月18日一部変更)においても、「総合評価落札方式の実施に当たっては、発注者による競争参加者の施工能力及び技術提案の審査及び評価における透明性および公正性の確保が特に求められ」ている(9頁)。

## カ 結論

以上述べた通り、県知事(土木部)が作成し、土木事務所長等が運用している落札者決定基準(令和3年改訂総合評価方式)は、地方自治法および入札契約適正化法の趣旨に反し、入札に関する公正な競争を阻害するものである。これを放置することによって、業者間の価格競争は不当に底上げされるため、発注者である茨城県は巨額の損害を被り続けることになる。

よって請求人は、契約締結の権限を有する別紙目録記載の各事務所長等、および事務所長等に対する指揮命令権を有する県知事に対し、違法、不当な契約の締結(当該行為)を予防するために必要な措置を、貴監査委員が講ずることを求めて、地方自治法242条に基づく住民監査請求をする。

### (3) 事実証明書

事実証明書として下記資料を添付する。

資料1 令和2年度 土木部総合評価方式の実施件数について  
(令和3年11月検査部指導課)

資料2 令和3年度 土木部総合評価方式【工事】実施方針(茨城県土木部)

資料3 日本工業経済新聞(令和3年9月29日付抜粋)

資料4 茨城県土木部における総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン  
(令和3年10月付抜粋：表紙及び頁番号2、3、10～12、14、16～21)

資料5 令和3・4年度茨城県建設工事入札参加資格審査(格付)について  
(抜粋：1頁目)

### (4) 別紙

#### 工事事務所長等目録

事務所等名称	役職名	氏名
水戸土木事務所	所長	生田目 好美
常陸大宮土木事務所	所長	和田 幸三
大子工務所	所長	兼澤 公也
常陸太田工事事務所	所長	木村 正美
高萩工事事務所	所長	小藺江 実

銚田工事事務所	所長	秋山 文昭
潮来土木事務所	所長	柏谷 聡
龍ヶ崎工事事務所	所長	蛭町 修身
土浦土木事務所	所長	大石 直人
土浦土木事務所つくば支所	支所長	丹 正史
筑西土木事務所	所長	井上 和則
常総工事事務所	所長	佐藤 啓司
境工事事務所	所長	野島 泰久
茨城港湾事務所	所長	根田 信義
鹿島港湾事務所	所長	寺家 喜重
流域下水道事務所	所長	長山 公信
鹿島下水道事務所	所長	光又 修
河川課	課長	石川 昭
営繕課	課長	木村 忠夫
住宅課	課長	大森 智

## 第2 請求の受理

令和4年（2022年）6月10日に監査委員会議を開催し、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条に規定する法定要件を備えているか審査を行った結果、法定要件を満たしていると判断して、請求を受理することを決定した。

## 第3 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述

自治法第242条第7項の規定に基づき、令和4年（2022年）6月17日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から陳述がなされた。

請求人による陳述の要旨は、概ね次のとおりであった。

なお、新たな証拠の提出はなかった。

（陳述の要旨）

（1）茨城県建設業協会への入会手続について

茨城県建設業協会の定款によると、正会員となるためには各支部から推薦が必要である。各支部の規程や規約等は非公開だが、各々で業種許可がある(法的資格)、管轄地域内に本社や本店がある、公共工事受注経歴、金額等の条件を定めており、最終的に理事の推薦を経て役員会で決定されると聞く。

このうち、公共工事の受注経歴や金額等を条件とするのは、恣意的な判断に基づく規定であり、新規業者にとってハードルが高くほとんど入会できない。その結果、県との連携に基づく評価も得られず、不公正に結びつく。恣意的な判断により会員が決められている可能性のある県建設業協会と、県(土木部、出先機関)が提携し、提携しないと点数が貰えないことは不公平である。

## (2) 地域活動(ボランティア)について

県の総合評価方式に関するガイドラインでは、「地域活動(ボランティア)」とあるため、地域活動の中のボランティア活動を対象にしていると判断する。ボランティア活動は、一般的に、自主的な活動、主体的な活動、社会性、連帯性、無償性や無給性、創造性、改革性、先駆性をもつ活動といわれており、中でも一般には無償性、無給性が一番知られている。

総合評価方式でボランティア活動を評価の対象とし、評価点とすること自体、無償性とか無給性に反するのではないか。ボランティア活動を採点条件の一つに入れることは仕事を与えることであり、結局そこで報酬を与えていることに等しいと考えており、そもそもボランティア活動の精神に反するのではないか。

なおかつ、ボランティア活動が茨城県建設業協会との絡みにおいて評価されるということであり、前述の県建設業界との結びつきからも矛盾が生じる。

## 2 監査対象事項

本件請求において摘示された、茨城県土木部が行う公共工事の一般競争入札における総合評価方式を監査対象事項とした。

## 3 監査対象機関

土木部検査指導課(以下「検査指導課」という。)を監査対象機関とした。

## 4 監査対象機関への監査

検査指導課に対して、以下の監査事項に関する説明聴取を行うとともに関係書類を確認し、その結果を分析整理した。

### (監査事項)

請求人の摘示する事項に関し、次の確認を行う。



- (1) 県土木部が実施している総合評価方式の内容及び法的根拠等（法令、国の方針等）
- (2) 県土木部が総合評価方式を定めるまでの経緯
- (3) 総合評価方式の評価項目
  - ア 工事成績に係る評価項目について、過去5年間に県土木部から受注した工事のみが評価対象となる理由、根拠
  - イ 災害協定に基づく地域貢献の実績に係る評価項目について、一般社団法人茨城県建設業協会（以下「県建設業協会」という。）加入業者のみを評価対象としている理由、根拠
  - ウ 防疫業務の実績に係る評価項目について、県建設業協会加入業者のみを評価対象としている理由、根拠
  - エ 地域活動（ボランティア）の実績に係る評価項目について、実質的に県建設業協会主催の清掃活動に限定し、同協会非加入者を評価対象外としている理由、根拠。
- (4) 近県の状況

## 5 監査対象機関の見解

請求人の主張に対して、監査の中で聴取した検査指導課の見解は次のとおりである。

### (1) 総合評価方式の評価項目

#### ア 工事成績について

これまで実施した工事の成績がより良い業者は、他の工事についてもより良い工事を行うことができるという考え方から設定している。

公共工事においては、各発注者により工事成績評定の方法が異なることから、同一部局が発注した過去の工事において、どのような工事成績を修めているかを評価するのが最も確実な方法と史料される。

#### イ 災害協定に基づく地域貢献の評価項目について

工事の品質を確保し、円滑に実施するためには、当該地域の自然的、社会的条件について熟知するとともに、災害時の対応やボランティア等の活動を通じて当該地域において信頼性、社会性を有する企業によって工事が担われることがより望ましいとの考え方から設定しているものである。

地震や台風等による大規模災害が発生した場合の応急復旧では、機動的かつ広域的な災害対応が求められる。このため、県においては、地域に精通し、確実に対応する能力を有し、組織的な活動が期待できる建設業関連など19団

体と応急復旧に係る基本協定を締結し、県建設業協会以外の3団体の会員にも加点した実績があることから、請求人の主張は誤りである。

#### ウ 防疫業務の実績に係る評価項目について

前記イと同じ考え方から設定しているものであり、特定家畜伝染病の発生時には、感染力が強い伝染病のまん延を防ぐため、現場における迅速かつ機動的な防疫業務（殺処分、埋却、焼却等）への対応を求められる。このため、県においては、十分な資機材や労力を持ち、確実に対応する能力を有し、組織的な活動が期待できる51団体と防疫業務に係る協定を締結しており、このうち、加点の対象となる実績を有する建設業関連の団体は、現時点では県建設業協会1団体であるが、今後は実績があれば他団体の会員も加点の対象となることから、請求人の主張は誤りである。

#### エ 地域活動（ボランティア）の実績に係る評価項目について

前記イ及びウと同じ考え方から設定しているものであり、県が管理する社会資本の維持管理活動に関するボランティア活動の実績があれば、特定の団体に所属しているかどうかを問わず県建設業協会以外の団体の会員にも加点した実績があることから、請求人の主張は誤りである。

### (2) 近県の状況

ア 工事成績に係る評価項目については、近県（以下「国土交通省関東地方整備局管内の8都県<sup>(※)</sup>」をいう）のうち、全ての都県において自らの発注工事を評価対象としている。

(※) 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

イ 災害協定に基づく地域貢献の評価項目については、近県全てにおいて応急復旧を担う団体と災害協定を締結し、協定締結の有無や応急復旧の実績を評価対象としている。

ウ 防疫業務の実績に係る評価項目については、近県のうち2県で評価項目を設定しており、防疫業務を担う団体と協定を締結し、協定締結の有無や防疫業務の実績を評価対象としている。

エ 地域活動（ボランティア）の実績に係る評価項目については、近県のうち3県で評価項目を設定している。

### (3) 請求内容に対する監査対象機関の主張

ア 第1の3(2)ウ(ウ)において、請求人は、「評価項目およびその配点において、特に不合理なものは以下のとおりである。」として、アの「工事成績」、イの「災害協定に基づく地域貢献の実績」、ウの「防疫業務の実績」、エの「地域活動（ボランティア）の実績」を挙げる。

しかしながら、前記第3の5(1)アからエまでに記載したとおり、各評価項目の設定には合理的な理由があり、不合理な点はない。

また、請求人は、「イ、ウ、エの各小項目に共通するのは、地域貢献等の有無が実質的、客観的に評価の対象になっているのではなく、県建設業協会という任意団体の会員であるかどうかという主観的、形式的な尺度が用いられている」と主張する。

しかしながら、前記第3の5(1)イからエまでに記載したとおり、評価の対象は、県建設業協会に限定されておらず、請求人の主張は誤りである。

イ 前記第1の3(2)エにおいて、請求人は、「県建設業協会への加入の有無によって、評価項目のア、イ、ウ、エ、又はイ、ウ、エで、評価点の差が生ずる」旨主張する。しかしながら、前記3の5(1)イからエまでに記載したとおり、評価の対象は、県建設業協会に限定されておらず、請求人の主張は誤りである。

また、県建設業協会の会員であることだけをもって、各評価項目で評価点を得られるものではなく、請求人が主張する評価点の差は、あくまで最大の場合を仮定しているに過ぎない。

ウ 第1の3(2)エ(イ)において、請求人は、「入札実績がないため評価点が加算されず標準点100点しか持たないアウトサイダー業者が、最低制限価格で入札したとしても、会員業者にはかなわない」と主張する。

しかしながら、総合評価方式については、最低制限価格制度を適用することはできず、低入札価格調査制度を適用しなければならない。そして、低入札価格調査制度においては、調査基準価格を下回った場合でも、直ちに失格にはならない。また、県建設業協会に加入している業者であっても、常に加点されるわけではない。

以上から、請求人の主張自体失当である。

エ 第1の3(2)エ(ウ)については、不知。

オ 第1の3(2)エ(エ)第2の4(4)の前段において、請求人は、「入札に参加する機会は、自社のランクによって制限され、土木工事の場合、Sランクの建設業者は発注標準金額4000万円以上の工事の入札に参加することができ、Aランクの建設業者は同3000万円以上2億円未満の工事の入札に参加することができるのに対し、Bランクの業者は3000万円未満の、Cランクの業者は1000万円未満の入札にしか参加できない。」と主張する。しかしながら、格付制度は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。)第167条の5の規定に基づき、公共工事の適正な履行を確保するため、工事の規模や難易度によりランクを設け、各ランクに相応

する経営力と技術力を要する建設業者が入札に参加できるようにするものであって、単に入札に参加することを制限するものではない。

なお、請求人が後段で主張する、県内業者のうち、土木一式工事でSランクに格付けされている業者 89 社は 98 社の誤り、Aランクの業者 365 社は 417 社の誤りであり、このうち、県建設業協会の会員となっている業者は、Sランク 98 社のうち 84 社は 93 社の誤り（約 94.4%は 94.9%の誤り）、Aランク 417 社のうち 266 社は 297 社の誤り（約 72.9%は 71.2%の誤り）である。また、Bランク、Cランク業者の協会加入率は、それぞれ約 20.5%は 18.8%の誤り、約 2.8%は 2.6%の誤りである。

カ 第1の3（2）エ（オ）において、請求人は、「Aランク業者の3割近くを占める業者を疎外して発注することを容認する落札基準が違法、不当である。」と主張する。

請求人の主張する「Aランクの3割近くを占める業者を疎外して発注する」の意味が必ずしも明らかでないが、Aランクの業者は県建設業協会の会員であるかどうかに関わらず入札に参加することができ、かつ、落札者決定基準は、県建設業協会の会員以外が受注できないものとはなっていないことから、請求人の主張は誤りである。

キ 第1の3（2）オ（ア）において、請求人は、「地方自治法施行令 167 条の10の2の規定は、価格競争による原則の例外であり、その要件は厳格に適用されなければならない。」と主張する。自治法施行令第 167 条の10の2では、総合評価方式の適用については、「当該契約がその性質又は目的から地方自治法第 234 条第3項本文（最低価格落札制度）又は自治法施行令第 167 条の10（低入札価格調査制度及び最低制限価格制度）の規定により難しいものであるとき」と規定されており、契約の性質又は目的によって判断されるものとしている。この点につき、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「品確法」という。）第 3 条第 2 項において、「公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確保できること、その品質が工事等（工事及び調査等をいう。以下同じ。）の受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することに鑑み、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」と規定しており、建設工事の特性に鑑み、総合評価方式を行うことにより、公共工事の品質を確保すべきとしている。

このことから、本県の総合評価方式は、自治法及び品確法に基づき適切な運用を行っている。

ク 第1の3(2)オ(イ)において、請求人は、「県発注工事の入札にはすべて最低制限価格が設定されており、前述のとおり「特別簡易型Ⅱ」の対象工事は「技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事」であるから、最適な契約相手を選択するにあたって、「前条の規定により難しい」ということはあり得ない。」と主張する。

しかしながら、国の総合評価実施マニュアルでは施工計画の評価を要件としない、同種工事の施工実績や工事成績などを評価項目と入札価格を総合的に評価する特別簡易型が示されており、「高度な技術を要さない一般的な工事についても総合評価方式を実施すべき」とされている。

このため、国の総合評価実施マニュアルを参考とし、本県においても運用している。なお、請求人が主張する「県発注工事の入札にはすべて最低制限価格が設定されている」は誤りであり、総合評価方式には最低制限価格制度を適用することはできず、低入札価格調査制度を適用している。

ケ 第1の3(2)オ(ウ)において、請求人は、「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なもの」という要件は、価格差を凌駕する実質的な利益を県にもたらすことが、客観的に認められるというものでなければならない筈である。」と主張する。

しかしながら、特別簡易型Ⅱは、前記クに記載したとおり、施工者の経験や体制等により、施工の確実性に相当程度の差異が生じると認められる工事に適用されるものであって、施工の確実性と価格とを総合的に評価し、最適な契約相手を選択することにより、工事の品質が確保されることから、県に実質的な利益をもたらしていることは明らかである。

また、請求人は、「同種工事の施工実績を県発注工事に限定することに合理的な理由は全くない。また、地域貢献の意思を有する多くのアウトサイダーに対して参加の機会を閉ざしたまま、評価の対象を県建設業協会の会員のみ限定することは不公平であるばかりでなく、談合を誘発する恐れさえある。」と主張する。

しかしながら、同種工事の施工実績を県発注工事に限定しているとの主張は誤りであり、県以外の施工実績も評価の対象としている。

また、地域貢献の意思を有する者に対して参加の機会を閉ざし、評価の対象を県建設業協会の会員のみ限定しているとの主張も、既に述べたように誤りである。

コ 第1の3(2)オ(エ)の記載については、法令等の内容であり認める。

サ 第1の3(2)カにおいて、請求人は、「県知事(土木部)が作成し、土木事務所長等が運用している落札者決定基準(令和3年改訂総合評価方式)は、

地方自治法及び入札契約適正化法の趣旨に反し、入札に関する公正な競争を阻害するものである。」と主張するが、落札者決定基準を定めるにあたっては、恣意的な判断を排除し、客観性を確保するため、自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に基づき、2名以上の学識経験を有する者から意見聴取を行っている。

以上述べたように、土木部の落札者決定基準は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）の趣旨に則り、自治法及び品確法の規定に基づき、公正かつ適切に定められたものであり、請求人の主張は認められない。

シ 以上により、本件請求は棄却されるべきである。

## 第4 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事項は、以下のとおりである。

### 1 公共工事の一般競争入札における総合評価方式に係る法令等の定め

- (1) 自治法第234条第1項において、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」とされ、同条3項において「普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。」と定めている。
- (2) また、自治法施行令第167条の10第1項は、「普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることができる。」としている。
- (3) さらに、自治法施行令第167条の10の2第1項は、一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合について規定している。すなわち、普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から、自治法第234条第3項本文（最低価格落札制度）、又は自治法施行令第167条の10（低入札価格調査制度及び最低制限価格制度）の規定により難しいものであるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる（総合評価方式）としている。
- (4) 品確法第3条において同法の基本理念を規定しており、同条第2項において、公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた契約（総合評価方式）がなされることにより、確保されなければならないとされている。また第5条において、地方公共団体は、基本理念にのっとり、その地域の実情を踏まえ、公共工事の本質確保の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。

(5) 入契法第3条において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項を次のとおり規定している。

- ・ 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性が確保されること。
- ・ 入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進されること。
- ・ 入札及び契約からの談合その他の不正行為の排除が徹底されること。
- ・ その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること。
- ・ 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

(6) 「地方公共団体向け総合評価実施マニュアル【改訂版】」（平成20年3月国土交通省）（以下、「マニュアル」という。）において、価格競争の場合は低入札価格調査と最低制限価格のいずれも採用可能であるが、総合評価方式の適用対象工事については、当該方式の性質上低入札価格調査のみが認められているとある。これを踏まえ、自治法施行令第167条の10の2の規定に基づく総合評価方式には最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用している。

## 2 茨城県土木部の入札に係る評価基準

県土木部所管に係る県発注工事を対象として平成17年度から「総合評価方式」による発注を順次拡大しており、平成17年12月には、総合評価方式の適切な運用を図るため、品確法の趣旨を踏まえ、国のマニュアルを参考として、「茨城県土木部における総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン」を策定し、発注事務の手順、評価項目及び技術資料の様式等について基本事項を定めている。なお、当該ガイドラインは、社会情勢の変化や建設産業における課題等を踏まえ、必要な見直しを行うため、毎年度所要の改訂を行っており、令和3年度は令和3年10月に改訂を行っている。（以下、当該令和3年度に改訂した「茨城県土木部における総合評価方式の試行に関する運用ガイドライン」について「ガイドライン」という。）

## 3 本件請求に係る茨城県の総合評価方式における評価項目

県土木部が発注する公共工事の一般競争入札において用いる総合評価方式に関して、請求人が県内業者のみを入札参加者とする場合に適用されるものとして特に示す「特別簡易型Ⅱ（県内型）」は、ガイドラインにおいて「設計金額（税込み）3千万円以上の技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、施工の確実性を確保するために、施工計画の評価を要件とせず、同種・類似工事の経験、工事成績<sup>(※)</sup>に基づく技術力等と価格による総合評価を行う」方式であり、県内業者のみを入札参加者とする。

(※) 工事完了時に行う完了検査において点数をつけたもの。



また、ガイドラインに定める「特別簡易型Ⅱ(県内型)」の評価項目の配点については最大 20.5 点であり、このうち請求人が示す①企業の施工能力、②配置予定技術者の能力、③地域貢献度の評価点の合計は 16.5 点である。

#### (1) ガイドラインからの抜粋

請求人が特に不合理とする主張に関連する評価項目について、ガイドラインからの抜粋を以下に示す。なお、項目番号は本編に合わせて調整した。

#### ア 「企業の施工能力」のうち「工事成績」及び「企業の施工実績」

##### (ア) 「工事成績」

過去の当該発注工事と同一業種（29 業種）の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値（小数点以下第 2 位四捨五入）により評価する。評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去 5 ヶ年度に竣工した茨城県土木部発注の 1 千万円以上の発注工事と同一業種の工事とする。

なお、対象となる評定点がない場合は評価点を 0 点（工事成績評定点の平均値を 65.0 点）とみなす。

共同企業体による入札参加の場合においては、共同企業体の構成員の各評価対象評定点すべてを平均した点数（小数点以下第 2 位四捨五入）によって評価する。構成員のいずれかに評価対象の評定点がない場合は、当該構成員の工事成績評定点を 65.0 点とみなし、平均値を算出する。

##### (イ) 「企業の施工実績」

同種（類似）工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。評価対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去 10 ヶ年度において竣工した国、地方公共団体、特殊法人等が発注した公共工事のうち、同種（類似）工事を標準とする。

#### イ 「地域貢献度」のうち「災害協定に基づく地域貢献の実績」

県土木部が管理する公共施設（道路、河川、公園等）に関する災害時の応急対策協定の要請に基づく地域貢献の実績及び土木部防災訓練等の参加の有無で評価する。評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去 5 ヶ年度における地域貢献の実績及び入札公告日直近に実施した土木部防災訓練等において、災害協定に基づく連絡体制による、情報伝達訓練等に参加している場合とする。

なお、地域貢献の実績については、入札公告日直近の土木部防災訓練等に参加している場合のみ評価の対象とする。

共同企業体による入札参加の場合においては、構成員いずれかの実績でよい。

#### ウ 「地域貢献度」のうち「防疫業務の実績」

茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定書に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。

評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度における防疫業務の実績とする。

また、発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る。

共同企業体による入札参加の場合においては、構成員いずれかの実績でよい。

#### エ 「地域貢献度」のうち「地域活動（ボランティア）の実績」

茨城県内における地域活動（ボランティア活動）の実績の有無により評価する。評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。

また、活動の内容は過去2ヶ年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。

共同企業体による入札参加の場合においては、構成員いずれかの実績でよい。

### (2) 評価項目を設定した県の考え方、評価項目の運用実績

#### ア 「企業の施工能力」のうち「工事成績」及び「企業の施工実績」

これまで実施した工事の成績がより良い業者は、他の工事についてもより良い工事を行うことができるとの考え方から設定している。

「工事成績」は県の工事を対象としているが、これは、公共工事は各発注者により工事成績評価方法が異なるため、同一部局が発注した過去の工事においてどのような工事成績を修めているかを評価することが最も確実な方法と思料して設定しているものである。

なお、「企業の施工実績」は県以外の国や市町村などが発注した工事も対象に含まれる。

#### イ 「地域貢献度」のうち「災害協定に基づく地域貢献の実績」

工事の品質を確保し、円滑に実施するためには、当該地域の自然的・社会的条件について熟知するとともに、災害時の対応や、ボランティア等の活動を通じて当該地域において信頼性、社会性を有する企業によって工事が担われることがより望ましいとの考えから設定しているものである。県土木部では、地域に精通し、確実に対応する能力を有し、組織的な活動が期待できる建設業関連など19団体と応急復旧に係る基本協定を締結しており、県建設業協会以外の3団体の会員にも総合評価方式により加点した実績がある。

#### ウ 「地域貢献度」のうち「防疫業務の実績」

上記イと同様の考えから設定しているものであり、特定家畜伝染病の発生時には、感染力が強い伝染病のまん延を防ぐため、現場における迅速かつ機動的な防疫業務（殺処分、埋却、焼却等）への対応を求められるため、十分な資機材や労力

を持ち、確実に対応する能力を有し、組織的な活動が期待できる 51 の団体と県（農林水産部）との間で、防疫業務に係る協定を締結している。

このうち建設業関連の団体は県建設業協会を含め 3 団体あるが、県建設業協会以外の 2 団体は令和 4 年 1 月に協定を締結したばかりでまだ実績がなく、現時点で総合評価方式の加点対象となる実績を有するのは県建設業協会 1 団体である。

#### エ 「地域貢献度」のうち「地域活動（ボランティア）の実績」

上記イ及びウと同様の考えから設定しているものである。

なお、評価の対象となっている県が管理する社会資本の維持管理活動は、道の日（8 月 10 日）の道路清掃や海岸清掃、各市町村での県道のごみ拾いが行われており、県建設業協会加入の有無は関係なく個別の企業としても参加が可能である。県が管理する社会資本の維持管理活動に関するボランティア活動の実績があれば、特定の団体に所属しているかどうかを問わず県建設業協会以外の団体の会員にも加点した実績がある。

### （3）近県の状況

近県（国土交通省関東地方整備局管内の 8 都県<sup>(※)</sup>）における評価項目の設定状況について確認した結果は以下のとおりである。

なお、いずれの県においても、品確法の趣旨を踏まえ、評価項目の設定を含め、総合評価方式による落札者の決定を行っている。

(※) 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県の 8 都県

#### ア 工事成績に係る評価項目

国土交通省関東地方整備局管内全ての都県において自らの自治体発注工事を評価対象としている。

#### イ 災害協定に基づく地域貢献に係る評価項目

国土交通省関東地方整備局管内全ての都県において応急復旧を担う団体と災害協定を締結し、協定締結の有無や応急復旧の実績を評価対象としている。

#### ウ 防疫業務の実績に係る評価項目

本県以外に国土交通省関東地方整備局管内の 2 県で評価項目を設定しており、防疫業務を担う団体と協定を締結し、協定締結の有無や防疫業務の実績を評価対象としている。

#### エ 地域活動（ボランティア）の実績に係る評価項目

本県以外に国土交通省関東地方整備局管内の 3 県で評価項目を設定している。

## 第5 判断

監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

本件請求は、茨城県が一般競争入札の方法により発注する土木部の公共工事に関して、ガイドラインに基づく公共工事に係る落札者の決定方法（総合評価方式）が、公正な競争を阻害し、かつ発注者である県の利益を損なう恐れがあるため、同ガイドラインに基づき落札者を決定する公共工事の発注を防止するために必要な措置として、監査委員が茨城県知事および各工事事務所長等に対し、ガイドラインに基づく公共工事の発注をしてはならない旨の勧告を発することを求めるものである。そのためガイドラインに基づく総合評価方式による落札者の決定方法について、請求人が主張する違法性又は不当性の有無について判断することとする。

### 1 判断の理由

(1) 請求人は、県が行う総合評価方式について、自治法及び入契法の趣旨に反し、入札に関する公正な競争を阻害する旨主張している。（第1 3（2）カ）

そのため、まず、県が行う総合評価方式による落札者の決定方法が、全体として、自治法及び入契法の趣旨に則ったものであるか否かについて検討する。

監査で確認したところ、県は、品確法の趣旨を踏まえ、国が作成したマニュアルを参考として、ガイドラインを策定し、自治法及び入契法の規定に則り、当該ガイドラインに基づいて総合評価方式による落札者の決定を行っている。近県においても、本県と同様に、総合評価方式による落札者の決定を行っている。（第4 2、同3（3））

従って、県による、このような総合評価方式による落札者の決定方法のあり方については、全体として、自治法及び入契法の趣旨に反する事実は認められなかった。

なお、請求人は、県発注工事の入札にはすべて最低制限価格が設定されており、総合評価方式による入札においても最低制限価格が設定されているとして、このことは、自治法施行令の規定に違反し、県が行う総合評価方式は違法又は不当であると解される主張もしている。

これは、自治法施行令第167条の10において、入札された価格によっては「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められるものについては、個別の調査または一律の基準（最低制限価格）によって排除する方法を認めていること、及び、同第167条の10の2において、前条（第167条の10）の規定により難いときにはじめて総合評価方式が認められることを踏まえたものである。

監査で確認したところ、マニュアルにおいて価格競争の場合は低入札価格調査

と最低制限価格のいずれも採用が可能であるが、総合評価方式の適用対象工事については、当該方式の性質上、低入札価格調査のみが認められている旨規定されており、当該規定に基づき、本県の総合評価方式の適用対象工事の執行にあたっては、低入札価格調査制度を採用しており、最低制限価格は適用していない。

よって、この点に係る請求人の主張は誤りであり、理由がない。

(2) 請求人は、県がガイドラインに基づき行う、総合評価方式による落札者の決定方法について、具体的な評価項目を掲げ、違法又は不当である旨の主張をしている。

これは、県土木部が発注する公共工事の一般競争入札において用いる、総合評価方式に関する「特別簡易型Ⅱ(県内型)」(第4-3)における評価項目のうち、特に2つの評価項目(①企業の施工能力、②地域貢献度)の中から特に以下のアからエまでに掲げる項目について、新規入札者や県建設業協会非会員業者が評価点を得られず不合理である旨主張するものである。

そのため、以下の項目ごとに請求人の主張の妥当性について検討する。

#### ア 工事成績

請求人は、「特別簡易型Ⅱ(県内型)」における評価項目の一つである「企業の施工能力」のうち「工事成績」について、過去5年間に県土木部から受注した工事のみが評価対象となり、国や他の地方公共団体からの受注実績があっても、新規入札者はこの項目について評価点を得ることができないことについて不当である旨主張している。(第1-3(2)ウ(ウ) a)

監査で確認したところ、ガイドラインに定める「特別簡易型Ⅱ(県内型)」に関する評価項目の「企業の施工能力」については、「工事成績」と「企業の施工実績」に分かれており、「工事成績」については入札日の属する年度を除く直近の過去5ヶ年度に竣工した茨城県土木部発注の1千万円以上の発注工事と同一業種の工事を対象としている。(第4-3(1)ア(ア))

これは、公共工事は各発注者により工事成績評定方法が異なるため、同一部局が発注した過去の工事においてどのような工事成績を修めているかを評価することが最も確実な方法と県が思料して設定していることによるものであり、このような県の取扱いについては、近県においても自らの自治体発注工事を評価対象としており(第4-3(3)ア)、合理的な理由があると言える。

なお、「企業の施工実績」に係る評価項目については、国や他の地方公共団体が発注した公共工事の実績を、評価対象から除外する理由がないことから、県土木部発注の工事だけでなく、入札日の属する年度を除く直近の過去10ヶ年度に竣工した、国、地方公共団体、特殊法人等の発注した公共工事も評価対象としており、国や他の地方公共団体等が発注した工事も含めて評価を行っている。(第4-3

(1) ア (イ)

以上のおり、県がガイドラインに定める「特別簡易型Ⅱ(県内型)」に該当する工事に係る落札者の決定方法において、国や他の地方公共団体からの受注実績がある場合、「工事成績」の評価対象とはならないが、このことについては合理的な理由があり、「企業の施工実績」においては評価対象としていることから、県は、国や他の地方公共団体からの受注実績を評価の対象からすべからず除外しているわけではない。

従って、県のガイドラインの「工事成績」の評価項目において、過去5年間に県土木部から受注した工事を評価対象とすることについて、違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がない。

イ 災害協定に基づく地域貢献の実績

請求人は、「特別簡易型Ⅱ(県内型)」における評価項目の一つである「地域貢献度」のうち「災害協定に基づく地域貢献の実績」について、評価の対象となるのは「県土木部が管理する公共施設に関する災害時の応急対策協定の要請に基づく地域貢献ないし防災訓練等への参加に限られる。県は「応急対策協定」を、後述する茨城県建設業協会とのみ締結しており、個々の業者とは結ばないので、同協会に加入していない(あるいは加入を拒否された)業者が、この小項目について評価点を得ることはできない」(第1 3 (2) ウ(ウ) 6)と主張する。

監査で確認したところ、ガイドラインに定める「特別簡易型Ⅱ(県内型)」に関する評価項目の「災害協定に基づく地域貢献の実績」について、県が工事の品質を確保し、円滑に実施するためには、当該地域の自然的・社会的条件について熟知するとともに、災害時の対応や、ボランティア等の活動を通じて当該地域において信頼性・社会性を有する企業によって工事が担われることがより望ましいとの考え方から設定しているものである。

このことを踏まえ、ガイドラインにおいて、「評価の対象となるのは、防災訓練等への参加については入札日の属する年度を除く直近の過去5ヶ年度における地域貢献の実績及び入札公告日直近に実施した土木部防災訓練等(土木部が認めた訓練。情報伝達確認を含む。)において、災害協定に基づく連絡体制による情報伝達訓練等に参加している場合」(第4 3 (1) イ)としており、地域貢献の実績については、入札公告日直近の土木部防災訓練等に参加している場合に評価の対象とするものである。なお、共同企業体による入札参加の場合においては、構成員いずれかの実績でよいとされている。

地震や台風等による大規模災害発生時は、機動的かつ広域的な応急復旧対応が求められることから、県土木部においては、地域に精通し、確実に対応する能力を有し、組織的な活動が期待できる建設業関連団体など19団体と応急復旧に係る

基本協定を締結しているところであり、県建設業協会以外の3団体の会員へ加点した実績もある。(第4 3 (2) イ)

従って、県土木部が管理する公共施設に関する災害時の応急対策協定の要請に基づく地域貢献ないし防災訓練等への参加は、県建設業協会加入業者に限定されてはならず、同協会に加入していない業者が当該項目について評価を得ることができない旨の請求人の主張は、誤りであり理由がない。

#### ウ 防疫業務の実績

請求人は、「特別簡易型Ⅱ(県内型)」における評価項目の一つである「地域貢献度」のうち「防疫業務の実績」について、「評価の対象になるのは、「県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した」防疫業務の実績であり、この協定も県建設業協会とのみ締結されているので、同協会の会員でない業者が、この小項目について評価点を得ることはできない」(第1 3 (2) ウ (ウ) c) と主張する。

監査で確認したところ、ガイドラインに定める「特別簡易型Ⅱ(県内型)」に関する評価項目の「防疫業務の実績」については、県が前述のイと同様に、当該地域において信頼性・社会性を有する企業によって工事が担われることがより望ましいとの考え方から設定しているものである。

このことを踏まえ、ガイドラインにおいて、「評価の対象となるのは、茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定書に基づき実施した防疫業務の実績の有無による」(第4 3 (1) ウ)としており、「入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度における防疫業務の実績について、発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る」としている。なお、「共同企業体による入札参加の場合においては、構成員いずれかの実績でよい」としている。

特定家畜伝染病の発生時には、感染力が強い伝染病のまん延を防ぐため、現場における迅速かつ機動的な防疫業務(殺処分、埋却・焼却等)への対応を求められるため、十分な資機材や労力を持ち、確実に対応する能力を有し、組織的な活動が期待できる51の団体と県(農林水産部)との間で、防疫業務に係る協定を締結している。(第4 3 (2) ウ)

このうち建設業関連の団体は県建設業協会を含め3団体あるが、県建設業協会以外の2団体は令和4年1月に協定を締結したばかりでまだ防疫業務の実績がないものの、今後防疫業務を実施すればこれらの団体の会員も加点の対象となることができる。(第4 3 (2) ウ)

従って、特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定も県建設業協会とのみ締結されているため、同協会の会員でない業者が、この評価項目について評価点

を得ることはできない旨の請求人の主張は、誤りであり理由がない。

## エ 地域活動（ボランティア）の実績

請求人は、「特別簡易型Ⅱ（県内型）」における評価項目の一つである「地域貢献度」のうち「地域活動（ボランティア）の実績」について、感謝状や新聞記事等によって客観的に証明されれば評価の対象になるが、実質的にこのボランティア活動は県建設業協会主催の清掃活動となっており、県建設業協会非加入者は評価対象外となっている旨主張する。

監査で確認したところ、県は、ガイドラインに定める「特別簡易型Ⅱ（県内型）」に関する評価項目の「地域活動（ボランティア）の実績」については、前述のイ及びウと同様に、当該地域において信頼性、社会性を有する企業によって工事が担われることがより望ましいとの考え方から設定しているものである。

このことを踏まえ、ガイドラインにおいて、「茨城県内における地域活動（ボランティア活動）の実績の有無により評価する」としており、「評価の対象は、入札日の属する年度を除く直近の過去2ヶ年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。」（第4 3（1）エ）としている。また、「活動の内容は過去2ヶ年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。」ものとし、「共同企業体による入札参加の場合においては、構成員いずれかの実績でよい。」としている。

上記のとおり、県が管理する社会資本の維持管理活動に関する地域活動（ボランティア）の実績があれば、特定の団体に所属しているかどうかを問わず評価の対象となるものであって、実際に県建設業協会以外の団体の会員である事業者にも加点した実績がある。（第4 3（2）エ）

従って、当該評価項目について県建設業協会非加入者は評価対象外となっている旨の請求人の主張は誤りであり、理由がない。

また、請求人は、県の総合評価方式においてボランティア活動を評価の対象とするのは、仕事を与えることであり、報酬を与えていることに等しいと考えられ、ボランティア活動の精神である無償性や無給性に反する旨主張している。

### （第3 1（2））

この点について検討すると、県がボランティア活動を評価の対象とするのは、公共工事の品質確保や円滑な実施を目的として、地域に精通し、地域での活動を通じて、当該地域によって信頼性・社会性を有する者を評価するとの趣旨から設けられているのであり、ボランティア活動の対価として報酬を与えていないことから、ボランティア活動の精神である無償性や無給性に反するものではないと解



される。

なお、近県においてボランティア活動を総合評価方式の評価項目として設定している例もある。(第4 3 (3))

従って、県の総合評価方式においてボランティア活動を評価の対象とすることに違法又は不当な点は認められず、この点に係る請求人の主張には理由がない。

以上のことから、「地域活動(ボランティア)の実績」の評価項目に係る請求人の主張には、いずれも理由がない。

#### オ イからエまでに共通する事項

請求人は上記イからエまでの各評価項目に共通することとして、地域貢献等の有無が実質的、客観的に評価の対象になっているのではなく、県建設業協会という任意団体の会員であるかどうかという主観的、形式的な尺度が用いられており、違法又は不当である旨の主張をしている。

この点について検討すると、イからエまで確認したとおり、各評価項目において評価の対象は県建設業協会加入業者に限定されていない。また、実際に「災害協定に基づく地域貢献の実績」及び「地域活動(ボランティア)の実績」に係る評価項目については、県建設業協会以外の団体の会員に対する加点実績があり、「防疫業務の実績」については、県建設業協会以外の団体の会員に対する加点実績はないものの、県建設業協会以外に防疫協定を締結している建設業関連の団体があり、今後の防疫業務の実績によっては加点対象となりうるものであった。

従って、この点に係る請求人の主張は誤りであり、理由がない。

#### カ 小括

以上のとおり、請求人が掲げるガイドラインの総合評価方式に係る評価項目について、請求人が主張するような違法又は不当な点はいずれも認められない。

- (3) なお、請求人は、県建設業協会への入会手続に関して、恣意的な判断により会員が決められている可能性があり、このような県建設業協会の会員でなければ、県の工事において評価点数が加点されないことは不公平である旨主張している。(第3の1(1))

この点について検討すると、請求人の主張は、請求人が適示するガイドラインの評価項目において、県建設業協会の会員のみが評価点数の加点の対象になるとの認識を前提とするものと解されるが、上記アからエまでで確認したとおり、総合評価方式の評価の対象には県建設業協会の会員以外も含まれる。

従って、県建設業協会の会員でなければ県の工事において評価点数が加点されないことは不公平である旨の請求人の主張は、その前提を欠き、理由がない。

また、請求人は、県建設業協会への入会手続について懐疑的な見解を有しており、そのような団体に加入していることが加点の対象になっていること自体を違

法又は不当と主張しているようにも解される。

そのため、この点についても検討すると、そもそも、県のガイドラインにおいては、県建設業協会に加入していること自体を評価点数の加点の対象としているのではなく、あくまで、災害協定に基づく地域貢献や防疫業務の実績等を評価の対象とするに当たって、災害協定に基づく連絡体制による情報伝達訓練等への参加や特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定書に基づき実施した防疫業務の実績の有無等を対象にしているのであって、こうした災害協定等の締結先のひとつが県建設業協会であった、というべきである。

また、県建設業協会の定款によれば、当該団体は、「建設業を技術的、経済的、社会的に向上させ、公共の福祉と会員相互の福利増進を図ること」を設立目的として（第3条）、「建設業許可を有する個人又は法人で、茨城県内に本店、支店又は常設的な営業所を有する者である正会員と、会の目的に賛同し、その事業を推進するために入会した団体又は法人からなる賛助会員」によって構成され（第5条）、「建設業に関する技術の進歩改善及び経営の合理化のための調査研究及び指導」や、「建設業に関する法制及び施策に関する調査研究」、「行政機関及び関係諸団体に対する提言、要望及び意見具申」等を行っており（第4条）、県が、こうした公益的な団体と締結した災害協定に基づく情報訓練等への参加等を、ガイドラインの規定に基づき、評価点数の加点の対象としたことについて、違法又は不当な点は認められないのであるから、この点に係る請求人の主張には、理由がない。

- (4) よって、上記のとおり、県が、発注工事の入札において行う総合評価方式による落札者の決定方法について、請求人が「公正な競争を阻害し、かつ発注者である県の利益を損なう」と主張するような、違法又は不当な点はいずれも認められない。

## 2 結論

以上のことから、請求人の主張は理由がないものと判断し、これを棄却する。